

ジャパニーズ・シーダースキークラブ会則

(平成 29 年 6 月 27 日 一部改訂)

及び

ジャパニーズ・シーダースキークラブ内規

(平成 30 年 9 月 7 日 一部改訂)



2018 年 9 月 7 日 発行

ジャパニーズ・シーダースキークラブ会則

第1章 総則

第1条 この団体は、ジャパニーズ・シーダースキークラブ（略称 J・シーダースキークラブ。以下 本クラブと略）と称する。

第2条 本クラブは杉並区スキー連盟に所属し、事務所を総務部長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本クラブはスキーの普及・発展を図り、本クラブ会員（以下、会員と略）の心身の健全な発達に寄与するとともに、スキーを通じて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 講習会の開催
- 二 指導者の養成
- 三 技能テスト
- 四 研修会、講演会の開催
- 五 機関紙の発行
- 六 愛好者の育成及び選手の競技力向上
- 七 上部団体への役員及び評議員の推薦、派遣
- 八 都民大会などに対する代表参加者の上部団体への推薦
- 九 その他 本クラブの目的達成のために必要な事業

第3章 会計

第5条 本クラブの経費は次に掲げるものをもって充当する。

- 一 入会金
- 二 年会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄附金品
- 五 その他の収入

第6条 本クラブの事業報告及び収支決算は会長が編成し、常任理事会の審議を経て理事会で議決し総会に報告する。

第7条 本クラブの事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、常任理事会の審議を経て理事会で議決し総会に報告する。

第8条 1 本クラブは理事会の審議と議決を経て特定の目的のために基金又は積立金を設けることができる。
2 前項の基金または積立金の目的並びに管理及び処分の方法は、基金または積立金ごとに理事会の議決を受けて定める。

第9条 本クラブの事業年度は毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第4章 会員

第10条 1 本クラブはクラブの目的及び事業趣旨に賛同する会員により構成する。

2 本クラブに入会する者は入会金を納入するものとする。

3 会員は当該年度の年会費を10月末までに納入しなければならない。

4 入会金及び年会費の額は理事会の議決により定める。

第11条 1 本クラブに入会を希望する者は所定の入会申込書と誓約書を会長に提出し、直近の理事会でこの内容を確認し、過半数の承認を得て入会を認める。その後入会金及び年会費を納入した後、正式会員となる。但し理事会の開催が予定されていない場合は、会長名で理事長が各理事宛てのメール等にて報告

し、上記の内容と同様の経過を経て入会を承認する。返信の無い理事についてはこれを承認した事として扱う。

- 2 会員には次の五つの区分を設け、年会費等は内規で定める。
 - 一 正会員
 - 二 家族会員
 - 三 子供会員
 - 四 休会員
- 3 会員で全日本スキー連盟及び東京都スキー連盟に登録を希望する者は、本クラブを通じて杉並区スキー連盟から登録しなければならない。

- 第12条
- 1 会員が本クラブを退会する場合は、その理由を付した退会届を会長あて提出しなければならない。
 - 2 会員で年会費を続けて1年未納の者は、自動的に退会とみなす。ただし、状況により1年間の猶予期間を設けることができる。当該会員に対しては文書等で連絡し、意向を確認する。
 - 3 会員が次の各号に該当するときは、理事の過半数の同意を得て除名することができる。
 - 一 会則に反する行為があったとき。
 - 二 会員として、ふさわしくない行為があったとき。

第5章 役員

- 第13条
- 1 本クラブに次の役員を置く。
 - 一 理事 10名以上 15名以内
 - 二 理事の中から下記の役職を設ける

会長	1名
理事長	1名
各部部長	各1名
 - 三 監事 若干名
 - 2 理事は理事会を構成する
 - 3 会長、理事長、各部部長により常任理事会を構成する。なお、会長が必要と認めた場合は各部理事も常任理事会の構成員となることがある。

- 第14条
- 1 理事は会員の中から選出される
 - 2 理事の候補となる者は入会2年を経過しクラブの各種行事に年2回以上の参加実績があるものとする
 - 3 理事は各部からの推薦、会員の自薦及び常任理事会の推薦を受けて候補となり、常任理事会の審議を経て会長が任命し、理事会の承認を得て総会に報告する。
 - 4 会長は理事の自薦及び理事会の推薦を受けて候補となり、三分の二以上の理事の出席を得た理事会の投票で過半数を得て選出される。
 - 5 会長は理事長を指名し理事会の過半数の賛成で承認を得る。
 - 6 会長は上部団体への役員及び評議員を推薦する。

- 第15条
- 1 会長は本クラブを代表し会務を統括する。
 - 2 会長に事故ある時または欠けたるときは、会長があらかじめ指名した順序により会務を代行する。
 - 3 理事長は各部の活動を統括・掌握し調整を行い円滑な運営を図る。
 - 4 理事は各部に属し理事会を組織して本クラブの業務を議決し執行する。

- 第16条
- 1 監事は常任理事会の推薦を受けて候補となり、会長が任命し理事会に報告する。
 - 2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 監事は本クラブの経理に関し、次の各号に規定する職務を行う。
 - 一 本クラブの財産および経理の状況を監査すること。

- 二 経理の状況について不都合を発見した場合、理事会に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要がある場合は、会長に理事会の招集を請求すること。
- 四 その他上記に関連する事項。

- 第17条 1 役員の任期は2年とする。
- 2 補充または増員による役員の任期は前項の規定に関わりなく他の役員の残任期間とする。
 - 3 役員は任期が満了しても後任役員が就任するまでその職務を遂行する。

第18条 役員はその任期中に辞任する場合、理由を付した辞任届を会長宛提出しなければならない。

第19条 役員が次の各号に該当するときは、理事会に出席の理事の三分の二以上の議決により役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
- 二 職務上の義務違反,その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

第6章 会 議

第20条 1 常任理事会は、会長が随時招集し、その議長となり理事長が掌握する。

- 2 常任理事会は次の事項を行う。
 - 一 クラブの方針策定
 - 二 年度事業計画の審議
 - 三 理事および監事の選考、推薦
 - 四 その他必要な事項に関する審議

第21条 1 理事会は、本クラブの議決機関であり会長が随時召集しその議長となり理事長が掌握する。

- 2 理事会は理事の過半数の出席をもって成立とする。なお理事会に欠席する者は事前に欠席届を会長に提出するものとする。
- 3 会長が必要と認めた場合、または理事の3分の1以上から会議の目的事項を付して請求のあった場合及び16条第3項第三号に該当する場合は14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会に付議する事項は、招集日の7日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急と認めた場合はこの限りではない。
- 5 理事会において議決する事項は次のとおりとする。
 - 一 本クラブの会則及び内規の改廃に関すること
 - 二 事業計画および予算に関すること
 - 三 事業報告および決算報告に関すること
 - 四 議決事項の執行
 - 五 役員の任免
 - 六 その他必要事項に関すること

第22条 常任理事会、理事会の議事は会則に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって定め、可否同数の場合は議長がこれを定める。

第7章 総 会

第23条 総会は毎年1回以上会長が招集し開催する。

第24条 総会の議事は理事会での議決事項の報告を行うこととする。

第8章 部 会

第25条 1 本クラブは事業遂行のため次の各部を置く。

- 一 総務部
- 二 指導部
- 三 競技部

- 2 各部は部長、理事の複数により構成する。
- 3 総務部は庶務、会計、渉外、広報及び他部に属さない会務にあたる。
- 4 指導部はスキーに関する指導、研究及び講習の企画、実施を担当する。
- 5 競技部は競技スキーに関する企画、実施及び競技会への代表選手の推薦等を担当する。
- 6 総務部、指導部、競技部の各部長は各部からの推薦を受けて会長が任命する。なお、各部は必要により副部長を置くことができる。
- 7 各部長は各部の理事を招集し、理事会の議決事項に従い業務を掌握し遂行する。
- 8 本クラブは必要に応じて技術専門委員を設けることができる。ただし、任期は2年とする。

- 第26条
- 1 本クラブの事業遂行上必要がある場合は理事会の議決を経て、暫定的に特別部会を設けることができる。
 - 2 本クラブの事業遂行上必要がある場合は補助役員としてサポート委員を置くことができる。
 - 一 委員は理事会において推薦し、各部が必要に応じて委嘱する。
 - 二 委員は理事を補佐し、各部の構成員となる事が出来る。

第27条 部会および特別部会の規定については、理事会において別に定める。

第28条 特別部会部員の任期は1年とし、他の部員と重任は妨げない。

第9章 名誉会長、顧問及び参与

- 第29条
- 1 本クラブは名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。
 - 2 名誉会長、顧問及び参与は役員会に出席し意見を述べることができる。
 - 3 名誉会長、顧問及び参与は会長が委嘱し理事会に報告するものとする。
 - 4 名誉会長、顧問及び参与は2年ごとに改選されるものとし再任は妨げない。

第10章 危機管理

- 第30条
- 1 積雪、交通、宿舎等の諸状況により行事の開催が危ぶまれる場合は、少なくとも実施3日前までに常任理事会で開催の可否を検討し決定する。
 - 2 バスを利用する行事については参加希望者が20名に満たない場合、催行しないことがある。
 - 3 クラブ公式行事に参加する者はクラブとして必ず傷害保険に加入するのでこれに同意する。従ってクラブ行事中に発生した事故、怪我、病気については当該保険内容で保障するが、それ以外については自己責任としクラブにその責任を問わない。

付則

平成 9年 8月 1日	施行
平成 13年 9月 21日	一部改定
平成 14年 7月 24日	一部改定
平成 16年 12月 15日	一部改定
平成 19年 9月 21日	一部改定
平成 20年 9月 24日	一部改定
平成 25年 7月 16日	一部改定
平成 26年 8月 25日	一部改定
平成 26年 9月 12日	一部改定

平成 27 年 6 月 5 日 一部改定
平成 28 年 9 月 9 日 一部改訂
平成 29 年 6 月 27 日 一部改訂
平成 30 年 9 月 7 日 一部改訂